



奈良労働局発表
令和5年8月7日

【照会先】

奈良労働局労働基準部
賃金室長 箸方康志
室長補佐 大橋光男
電話 0742-32-0206

報道関係者 各位

令和5年度 奈良県最低賃金の改正決定について（答申）

奈良地方最低賃金審議会（会長 伊東眞一）は、令和5年8月7日に本審議会を開催し、本年7月4日に奈良労働局長（橋口忠）から諮問を受けた奈良県最低賃金の改正決定について、答申を行った。

答申による引上げ額等は、次のとおりである。

最低賃金の件名	現 行	令和5年度（今回の答申）		
	時 間 額	時 間 額	引 上 げ 額	引 上 げ 率
奈良県最低賃金	896円	936円	40円	4.46%

今回の答申は、中央最低賃金審議会で示された目安、現下の最低賃金を取り巻く状況、関係労使からの意見及び最低賃金に関する実態調査結果等を踏まえ、数次にわたる審議の結果なされたものである。

奈良労働局長は、今回の答申の内容について、8月7日付けで「奈良地方最低賃金審議会の意見に関する公示」を行った。

この公示では、当該改正決定についての意見に異議のある関係労使は、8月22日までに、異議の内容及び理由を異議申出書で提出することとしている。

異議申出がなければ、官報公示を経て、効力発生は本年10月1日からとなる予定である。

異議申出があれば、異議の内容等について本審議会において再度審議が行われる。

令和5年度の審議会経過について

「本審議会」

第1回	R05.7.4	第503回	奈良地方最低賃金審議会（諮問）
第2回	R05.8.1	第504回	奈良地方最低賃金審議会（関係労使の意見聴取）
第3回	R05.8.7	第505回	奈良地方最低賃金審議会（答申）

「専門部会」

第1回	R05.7.24	奈良県最低賃金専門部会
第2回	R05.8.1	奈良県最低賃金専門部会
第3回	R05.8.3	奈良県最低賃金専門部会
第4回	R05.8.4	奈良県最低賃金専門部会
第5回	R05.8.7	奈良県最低賃金専門部会（結審）

奈良県最低賃金の推移

年 度	最低賃金額（時間額）	引上げ額	引上げ率
平成28年度	762円	22円	2.97%
平成29年度	786円	24円	3.15%
平成30年度	811円	25円	3.18%
令和元年度	837円	26円	3.21%
令和2年度	838円	1円	0.12%
令和3年度	866円	28円	3.34%
令和4年度	896円	30円	3.46%
令和5年度	936円	40円	4.46%